

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車局技術・環境政策課長

(公印省略)

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

令和3年度自動車環境総合改善対策費補助金の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱」(令和3年3月31日付け国自技環第202号、国自旅第497号、国自貨第130号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針」(令和3年3月31日付け国自技環第206号、国自旅第498号、国自貨第131号)によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和3年9月1日から令和3年9月17日まで

(2) 通常申請(交付要綱第5条第1項)

①申請対象車両 令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間に新車新規登録(使用過程車を電気自動車、天然ガス自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。)されるもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 令和3年11月1日から令和3年11月30日まで

(3) 実績申請(交付要綱第5条第3項)

①申請対象車両 原則として、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和3年10月31日までに登録されたものにあつては、令和3年11月30日までを申請受付期間とする。